

保護者の皆さまへ

大阪府立東淀川支援学校
校長 芥川 豊和

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

日頃は、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

この度、厚生労働省（令和4年9月7日付け事務連絡）により、新型コロナウイルス感染症の患者（以降、「り患者」とする）に対する療養期間等の見直しが決定されたことを踏まえ、学校においてり患者が確認された場合の対応について、大阪府教育庁から通知がありました。

これまで、り患者にかかる療養期間が10日間でしたが、7日間に短縮できることとなりました。また、無症状の方については、抗原検査キットでの陰性確認によって、療養期間が5日間に短縮できるようになりました。

つきましては以下をご確認いただきますようお願いいたします。

【お守り頂きたいこと】

・本校においては感染した場合に重症化リスクの高い児童生徒が多数在籍されることから、以下を必ず確認をして慎重な登校・来校開始日の決定をお願いします。迷われる場合は、担任まで事前にご相談ください。

・療養期間や登校開始日について医師等の指示があった場合は、必ず学校へご連絡をお願いします。

	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	
へ症状のある人へ	例 9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	
	発症日	基本的な療養期間（10日間）										
							症状軽快	24時間 ↔	療養解除可			
		症状軽快後経過した場合の療養期間（7日間）								健康観察期間		
	① 「療養期間」を7日間に短縮できるのは、発症日から7日間が経過し、かつ症状軽快後24時間以上経過している場合です。8日めから登校可能です。 ※7日間を過ぎても10日めまでは感染リスクが残存する「健康観察期間」です。また、 <u>発熱等風邪症状が残る場合は、無理な登校は控えてください。</u> また、この期間は、感染リスクの高い行動は控えてください。											
	② 感染により入院療養している方は、発症日から10日間が経過し、かつ症状軽快後72時間以上経過している場合「療養期間」が解除となり、11日めから登校可能です。											
へ症状がない人へ	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	※5日間を過ぎても、7日めまでは感染リスクが残存する「健康観察期間」です。感染リスクの高い行動は控えてください。			
	例 9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8				
	検体採取日	基本的な療養期間（7日間）						抗原検査				療養解除可
							抗原検査 (-)					
	抗原検査キットで陰性を確認した場合の療養期間(5日間)						健康観察期間					
	① 「療養期間」を5日間に短縮できるのは、検体採取日から5日めに「 <u>抗原検査キット（業事承認されたもの）</u> 」による検査で陰性を確認できた場合です。※6日めに登校するにあたり、病完等での「陰性証明」は必要ありませんが、上記検査結果については、撮影した画像を印刷等で登校時に提示をお願いすることがあります。											

※このように陽性者の療養期間が短縮されましたが、感染拡大防止のために、「健康観察期間」も療養されて結構です。その場合は、学校へご連絡ください。療養期間に引き続いて出席停止とすることができます。

【本件に対する問い合わせ先】

教頭 北條・岡崎 電話06-6325-9011